

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人空港周辺整備機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人空港周辺整備機構（以下、「機構」という。）の平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別について、調達を推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1） 調達方針の適用範囲

調達方針は、機構の全ての調達に適用する。なお、調達担当は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品の調達を推進する。

（2） 随意契約の活用等

物品等の調達にあたっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を準用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（3） 調達の推進

機構において使用される物品等については、障害者等就労施設等からの調達を促進するため、例えば障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（4） 調達実績の取りまとめ及び公表の方法

- ① 総務課は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品の調達実績を取りまとめる。
- ② 総務課は、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構のホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品 ・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、 楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッ ダー)、資源回収・分別 など